

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を改正する規程を公布する。

令和8年8月28日

京都市公営企業管理者
交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第4号

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(乗車券の発売場所)		(乗車券の発売場所)	
第11条 乗車券の発売場所は、次のとおりとする。ただし、管理者が必要があると認めた場合は、その他の場所においても発売する。		第11条 乗車券の発売場所は、次のとおりとする。ただし、管理者が必要があると認めた場合は、その他の場所においても発売する。	
(1) 高速鉄道と鉄道線にまたがる乗車券		(1) 高速鉄道と鉄道線にまたがる乗車券	
乗車券 の種類	発売場所	乗車券 の種類	発売場所
普通券	高速鉄道の駅、案内所及び鉄道会社が定める発売場所	普通券	高速鉄道の駅、案内所及び鉄道会社が定める発売場所
定期券	自動車部営業所（ <u>烏丸営業所</u> 、 <u>九条営業所</u> 及び <u>洛西営業所</u> を除く。）及び定期券発売所	定期券	自動車部営業所（ <u>梅津営業所</u> ）及び定期券発売所
団体券	高速鉄道の駅及び鉄道会社が定める発売場所	団体券	高速鉄道の駅及び鉄道会社が定める発売場所
(2) 高速鉄道と自動車線にまたがる乗車券		(2) 高速鉄道と自動車線にまたがる乗車券	
乗車券 の種類	発売場所	乗車券 の種類	発売場所
普通券	高速鉄道の駅及び定期券発売所	普通券	高速鉄道の駅及び定期券発売所

定期券	自動車部営業所（ <u>烏丸営業所</u> 、 <u>九条営業所</u> 及び <u>洛西営業所</u> を除く。）及び定期券発売所
定期券	自動車部営業所（ <u>梅津営業所</u> ）及び定期券発売所

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である

附 則（令和8年8月28日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

（交通局企画総務部企画調査課）